

中国文芸界の組織と管理構造（2）

文聯・作家協会（その二）——作協規約の変遷

釜屋 修

0 中国作家協会等文芸団体はそれぞれ規約を持っている。規約は、中国語では「章程」である。『古代漢語詞典』には「規章条例」として唐の張鷟の頃の用例が挙げられている。『漢語大詞典』では「制度、法規或程式」として三例を挙げるが、その三番目は魯迅の鄭振鐸宛書信である（書簡 331111）。北平箋譜をめぐって連絡をとりあっていた頃の書簡の一つ。「此书一出，《诗余画譜》可以不印了。我的意見，以为刻工粗拙者也可以收入一点，倘亦預約，希將章程見示。」学研『魯迅全集』第15卷では「この本が出れば、『詩余画譜』は印刷しなくてよくなります。わたしの意見は、彫り方がまずいものも少しいれてもよろしいが、もし予約募集するならその規約を示してほしいと思います。」と訳されている。魯迅のこの場合の使い方の訳の適否はさておくとして、書面に書き定められた組織上の規則が「章程」である。なぜ「章程」にこだわるのか。日本語の規約とは異なった意味あいが中国語の「章程」の歴史にあったかどうかを確かめておきたかったのであるが、そんな痕跡はなさそうである。規約とは、組織運営上必要不可欠な基準で、情勢の変化に対応してゆるやかに、ルーズに適用していくといつていいのだ、という解釈はなさそうである。規約は守られるのが原則である。

1 今回は作家協会の規約の変遷をとりあげ、各期の規約の特質に触れつつ、問題点を探りたい。作協規約は以下の各期に制定、変更されて現在にいたる。便宜上、本稿では下のように規約 I ~ IV と略称する。

規約 I 1953年10月4日 中華全国文学工作者第二次代表大会で採決、10月9日の理事会で確定、会は中国作家協会と改称。

規約 II 1979年11月10日 中国作家協会第三次会員代表大会で原則的に合意、採決。
12月14日の主席団第二次会議で修正、最終決定。

規約 III 1985年1月5日 第四次会員代表大会で原則的に合意、採決。3月29日の主席団第二次会議で修正、最終決定。（提案にあたり東沛徳の「关于修改中国作家协会章程的几点说明」があった=1984年12月28日）

規約IV 1996年12月17日 第五次全国代表大会で原則的に合意、採決。12月21日に開催された全国委員会（規約の解釈権は全国委員会に属すると附則で規定）において最終決定したと思われるが未確認。（なお、12月16日の予備会議で東沛徳が「关于修改《中国作家协会章程》的说明」を行っている）

中華全国文学工作者協会は、1949年7月第一次文聯大会直後に誕生していて、その時点でも最初の規約が存在して不思議はないが、現在のところ見あたらない。文聯の規約は第一次文代会で決定されている。

規約IVが現行規約である。その第23条（組織）で全国代表大会は五年に一度開催、必要により全国委員会が繰りあげ招集或いは招集延期を決定できると定める。もし何も「必要」がなければ、作協第六次全国代表大会は、今年（2001年）12月開催ということになる。規約IIIでは三年に一度、繰りあげ、延期が可能だが、延期は一年を超えてはならないとしていたが、IVでは五年に一度、延期は制限なしと退化している。今年内に開催されるかどうかは一つの注目点である（12参照）。

2 規約のさまざまな変更の後を辿ってみる。

まずは全体の項目、条目の変遷。

項目＼年	I (1953)	II (1979)	III (1985)	IV (1996)
総則	前文+(1)～(6)	1～8条	1～10条	1～4条
任務	項目としては無	同左	同左	5～15条
会員	1～4条	9～12条	11～14条	16～21条
組織	5～9条	13～18条	15～21条	22～27条
福利	無	19～20条	(経費 22条～)	(任務 15条～)
経費	10条	無	22条	28条
附則	無	無	23条	29～30条

修正を重ねるごとに、当然のことながら、規約としての体裁を整えているという印象がある。I～IIIまでは「総則」の中に入っていた「任務」、IVでははじめて立項された。Iでは規定のなかった「福利」はIIで立項され、IIIでは「経費」の第22条後半にいれられたが、IVでは「任務」第15条にまとめられた。規約の制定・修正はIでは規定がなく、IIでは「福利」第20条に、IIIでようやく「附則」に移されるが、IVでは制定・修正については「組織」第22条、全国委員会の職責の「三」に移し、「附則」で、はじめて、規約の「解釈権」が

全国委員会にあることを規定している。

こうした変遷の背景には、もちろん、各期の大会の置かれた環境がかかわっていることは論を待たない。作協は、共和国建国直前に第一回大会を開催した。各地に分散していた文学運動が統一に向かう輝かしい雰囲気と、その後の文学芸術の発展が無限大に期待されるようでその方向自体がまだつかめない、という混乱の中での開催であったこと、本連載の第一回で述べておいた。そんな状況下では規約の制定も創立から四年を経た第二回大会まで待たなければならなかつたのではないか。（その頃発行された「文芸報準備号」1～13に掲載された「新文協」に対する提言・意見は目録では五篇確認される。これを見ることができればあるいは別の状況が伺い知れるかもしれないが、未見）。

第二回大会（1953年9月）は、中ソ蜜月時代の産物であり、すべてが「向苏联学习」という時代、ソ連に習って社会主義リアリズムを創作と批評の最高基準とする方針を採択しているが、本家のソ連を含め、この理論概念自体明確でなく、成熟したものでもなかつた。また建国以来のさまざまな文学運動、批判運動の性急で相次ぐ展開も、文学芸術や学術の本質にかかわる問題をじっくり検討するきっかけを孕みながら、性急な政治主義でその芽を摘まれてしまった。第三回大会は文革後の開催であるが、文革前の、II—第二次理事会（拡大・1956年2～3月）は活動の総括、向こう十年間の「工作大綱」の設定、書記処の設置など、団体としての活動の基盤づくりに重要な役割を果たしたと思われる。文聯が第三次代表大会を開いた1960年7～8月には、今まで同時開催してきた作協は大会を開催せず（理由その他未解明）文聯大会期間中にII—第三次理事会を開催、社会主義リアリズムの放棄宣言なしに「両結合」「双百」に方向転換することを決めている。このあたりのより詳細な事情の解説は今後の研究に待たなければならない。

第三回大会は、文革終了後の1979年10～11月の開催、辛うじて大厄災から生き残った文学者たちの久しぶりの再会、運動の復活・再建の記念すべき大会であった。安定團結と民主主義の確認がなされ、犠牲者を除いて文革前の指導者が復活、「新时期」への体制が整つた。しかし、ある意味では、文革ではじめて噴出した解放前、建国後からの文芸運動のさまざまな欠陥、人間関係の葛藤・ひずみなどの後遺症は予想をはるかに越えて大きかつた。運動や文芸そのものの本質にかかわる自由な討論が待たれる時期でもあった。創作面では、「文化沙漠」のあと、「文芸の春」、かっての「右派」作家の堰を切ったような旺盛な活動、「知識青年」作家の台頭があった。創作の自由・人間の尊厳性への凝視要求は強まり、次の大会での規約の一定の民主的改正、人事面での票数公開選挙などを実現させる土台を築いたと言ってもよい。

第四回大会は、1984年12月～翌年1月に開催される。「三年に一回」（II—14条）からは若干の「延期招集」ではあったが、実質のインターバルは比較的短い。規約も、大会開

催は「三年に一回」「延期は一年を超えてはならない」などの改正をかちとるが、大会後に六・四天安門事件等もあり次回は1996年となる。趙紫陽・胡耀邦体制下、歴代大会の中で、創作の自由・民主が謳歌された大会であった。

第五回大会の招集は、大幅に延期され、経済改革が進み、鄧小平の「南巡」を経過し、六・四後の党員再登録などの党内「浄化」が終った後の開催。この間、王蒙文化相の実質上の解任などもあり、第四回の民主化が後退する大会となった。

なお、この頃、まだ正確な時期等を確定する文書を見るにいたってはいないが、作協は文聯傘下から独立し、文聯と「平行団体」になっている。ある作家に聞いたところでは、会員数が膨大になり、影響力も最大になったので独立したのだ、と語っていた。

以下、主な項目別の変遷を見てみたい。

3 まず作協という団体の性格付けである。「総則」とは、「規章条例的最前面の概括性的条文」（現代漢語詞典）とあるが、ここで性格付けが行われている。

- I 「自己の創作活動と批評活動で積極的に人民の革命闘争、建設事業に参加する中国作家と批評家の自主組織」（総則前文冒頭）
- II 「中国各民族の作家が自主的に結合する大衆的專業团体」（総則第1条）
- III IIと同じ（総則第1条）
- IV 「中国共産党が指導する、中国各民族作家が自主的に結合した專業性人民団体であり、党と政府が広範な作家、文学工作者と連携する掛け橋、紐帶であり、文学事業を繁栄させ、社会主義精神文明建設を強化する重要な社会的力量である」（総則第1条）

Iは、作家や批評家の自主的組織と規定している。II, IIIでも「大衆的」という、もしかすると專業性と矛盾しかねない修飾がついているにしても「專業团体」に落ち着いている。大きな変化はIVである。党の指導をいちばんに掲げ、その指導の枠内に作家を管理する「掛け橋」「紐帶」の役割を明確にし、文学事業一般だけではなく、特定されかねない「社会主義精神文明建設」を背負わせている。ここでは專業性よりも管理機構的性格が濃厚になっている。明らかに、IIIからの大きな衣替えである。

4 指導思想が各規約に謳いこまれているが、Iでは「中国共産党的マルクス・レーニン主義文学芸術の方針を擁護し」とあるのが、II、IIIで「共産党的指導の下、マルクス・レーニン主義、毛澤東思想を導きとし」とする。IVはII、IIIに「鄧小平の中国特色を持った社会主義建設理論」を追加している。また、文芸の奉仕対象は、Iでは「人民に奉仕する」であるが、IIでは「広範な人民大衆のため、とりわけ工農兵のため」と変わり、IIIでは「文

芸は人民に奉仕し、社会主義に奉仕するという方向を堅持し」と「二為」を採用している。IVでは「人民の日増しに増大する精神文化要求を満足させ」と中国社会の多様化した文化ニーズに合わせた形となっている。かくて「工農兵」方向は消えてしまった。

5 指導思想、奉仕対象の次に掲げられる作家たちの貢献目標では、III段階で鄧小平の名こそ出していないが、すでにその建設理論や「精神文明建設」といった骨子は嵌めこまれている。Iで社会主義リアリズムが最高の指針となっていることは述べたが、IIでは「工農兵」方向について「百花齊放、百家争鳴」が謳われている。IIIは「双百」の後「文学藝術の自律性を十分尊重し、文芸の民主を発揚させ、創作の自由を保障し」とつづく。IVでは指導思想に次いで「党の基本路線」の貫徹、「二為」「双百」を掲げ、さらに「主旋律を発揚させ、多様化を提唱し、文芸の民主を発揚させ」をあらたに追加する。IVは表面はIIIを継承する形をとりつつ、それに強力な規制をかぶせている。

6 任務の規定は変化が最も激しい。Iは総則の前文の後に六項、IIでは総則の第3条から第8条までの六ヶ条、IIIは総則の第3条から第10条までの八ヶ条が任務についての規定である。IVではじめて「任務」を別立てにして第5条から第15条にわたる十六ヶ条と膨らませ、内容を細かく規定した。

以下、変遷をなるべく簡潔にまとめてみる。各期で項目の順序が異なるため、以下の表は必ずしも項目別対照とはなっていない。

I	II	III	IV
(1) 作家の社会主義思想と高度な藝術性を持った作品の創造を組織／労働人民への教育と鼓舞／人民民主国家、社会主義工業化、社会主義的改造の勝利のために奮闘させる。	3条:作家が生活に入り、學習し、思想を解放し、新機軸を創出、題材の多様化・流派の自由競争で創作の思想・藝術水準を高めるよう励ます。	3条:(基本的にII-3と同じ。最後に以下の条文を追加している) 優秀な創作成果への表彰と獎励。	「任務」として初めて立項。／5条:ML主義・毛思想・理論、党の方針・政策の學習、文学の「業務」と科学文化の知識の學習、文学陣営の思想的素質の向上に努力すべく組織する。
(2) 作家がML主義、社会主義リアリズムの文学理論、党	4条:文学評論、研究活動を組織・推進、異なる観点の自由討	4条:(II-4と同じであるが「異なった観点」の後に「異なる	6条:作家が生活・大衆の中に入り、栄養を吸收し、自分を豊

と政府の政策で社会生活を研究し、批判と自己批判で思想改造すべく指導。	論を提唱し、批判・反批判の権利を保障、社会主義文学の健康な発展を促す。	った学派」を追加)	かにし、社会主義時代の精神と人民大衆の新生活建設の実践を反映すべく励まし援助する。
(3) 文学批評の工作を指導し、創作と批評の中で社会主義リアリズムの原則を貫き、作品の思想・芸術水準を高め、形式・風格の多様化を促進する。	5条:兄弟民族文学の新生力量を育て、社会主義文学陣営の発展、拡大に努力する。	5条:積極的に文学創作、評論の新生力量を見出し、育て、社会主義文学陣営の発展、拡大に努力する。 (少数民族文学の問題を6条に切り離す)	7条:創作の正しい方向の堅持、「精品」意識確立・「精品」戦略実施、題材・体裁・形式の多様化、風格・流派の自由競争を提唱。民族の優秀な文学と革命文学の伝統を継承・発揚させ、世界の優秀な文化成果を手本に探索と新機軸創出を励まし、作品の思想・芸術水準を高め、最高の精神食糧を人民に提供。優秀な成果と人材に表彰と奨励。
(4) 文学の普及、青年作家とりわけ工農兵作家の育成、大衆文芸団体・文学の初習者に成熟した作家の経験を伝える。	6条:社会主義文芸の繁栄を志す各種大衆文学団体・刊行物と連携し、必要かつ可能な条件下で援助する。	6条:各少数民族文学の伝統と特色を尊重し、少数民族作家を育て、各少数民族文学の発展を促進し、各民族間の文学交流を強化する。	8条:文学理論研究を強化し、異なった観点・学派の自由な討論を提唱、激励する。健康で道理をわきまえた文学評論を展開し、善と实事求是の文学批評の気風を樹立し創作思想に対する導きを強化する。

(5) ML主義の観点で世界文学の遺産を批判的に継承し、中国文学の優秀な伝統を発揚させる。	7条：台湾・港澳・海外華僑作家を含む新旧作家と広範に団結し、文学界の愛国的、革命的統一戦線を不斷に拡大、強化する。	7条：II-6と同じ。	9条：各民族の創作・評論・編集・翻訳の新生力量を見出し、育て、社会主義文学陣営を発展、拡大。
(6) 国際間の文学交流を強め、ソ連、人民民主国家、アジア各国と世界の他の国の人民文学を紹介し、世界平和と進歩的文化を守る。	8条：中外文学交流を推進し、国際的文学活動に参加し、全世界の作家との団結を強化する。	8条：(II-7に対応) 台湾・港澳地区と海外華僑の作家を含む全国各民族のすべての愛国的作家と団結し、文学界の爱国統一戦線を拡大、強化する。	10条：本会所属の新聞・雑誌・出版社支援、刊行物・図書の質を高め、方向性・文学性を強化する。社会主義文学の反映を志す文学団体と広範に連携する。
		9条：(新設) 憲法が賦与する会員の民主的権利、正当な経済権益、人身の自由、文学活動に従事する自由を擁護、保障。	11条：(III-6と同じ)
		10条：(中外文学交流推進、国際文学活動への参加、全世界作家との友誼強化まではII-8とほぼ同じ。最後に以下を追加) 世界平和事業の促進に努力する。	12条：愛国主義の旗を高く掲げ、全国各民族作家との大団結を強固にし拡大。祖国（の一部である）台湾、港澳地区の作家、海外同胞の作家と連携・交流・友誼を増進し、民族の団結を強化し、祖国の統一を守る。(II-7, III-8に対応)

IV-13 条以下は次に要約する。

IV-13 条：中外文学交流推進、国際的文学活動への参加、世界各国作家との友誼を増進、世界平和を守り、社会の進歩を促進する（II-8 条、III-10 条対応）。

IV-14 条：憲法と法律の規定に基づき会員の民主的権利と正当な経済権益を守り、正当な文学活動に従事する自由を保障する（III-9 条対応）。

IV-15 条：社会各界との連携を強化し、政府関係部門と密接に合作し、会員の創作・評論・他の文学活動に良好な環境・雰囲気を作り、必要な条件と奉仕を提供する。福利事業で会員の生活・仕事・学習等における困難を援助する。（前半は新規。福利は II-福利 19 条、III-経費 22 条対応）

指導思想、文学の奉仕対象の変遷についてはすでに触れた（以下の「」内は要略で条文そのものではない）。ただ、II、IIIではそれぞれ第2条で明記した「党の指導の下」という表現がIVでは消え「党の基本路線の貫徹」という表現に改められているが、その代わりに他の条文の具体的指標の中で「党の指導」が強調されている。文学者たちの社会的貢献目標ともいるべきものは、IIでは「四つの現代化」、IIIでは「社会主义精神文明建設、社会主义現代化の実現」になり、IVでは「社会主义物質文明・精神文明の建設、富強・民主・文明の社会主义現代化の国づくり」と変わっていく。

世界との関わりあいについては、Iでは「世界平和と進歩的文化の擁護」「ソ連、人民民主国家、アジア、世界の人民文学の紹介」としていたのが、後者についてはIIから「全世界の作家との団結」に変える。共和国の外側にいる中国人作家との関連は、II、IIIで台港澳、海外華僑の同胞作家と「文学界の爱国的・革命的統一戦線の拡大・強化」を打ち出すが、IVでは「革命的」が脱落し「爱国主义の旗をかかげ」「祖国の（一部である）台湾、…」という表現で「祖国の統一を守る」と変わる。

多様化については、「形式・風格の多様化」（I）から「題材の多様化、流派の自由競争」へと変わり（II、III）、IVでは「題材・体裁・風格の多様化、さまざまな芸術風格・流派の自由競争」と変遷する。研究・評論については、Iでは社会主义リアリズムを最高の指針と規定したが、IIから「異なった観点の自由討論」に変え、IIIではそれに「異なった学派」を追加したが、IVではその後ろに「道理をわきまえた評論、善と实事求是の気風を確立し、創作思想を指導する」という任務が加えられる。もはや「異なった観点・学派」は「異なつておれない「指導」を受けることになる。

創作については、一貫して文学藝術の「思想的・藝術的水準の向上」「社会主义文学の繁荣」が要求される。しかし、IVでは規定が細かくなり、前述の「社会主义精神文明建設」が強調され（2条）、7条で「正しい方向の堅持」「『精品』意識・『精品』戦略の実施」「最高の精神食糧の提供」が規定されている。（精品等については 11 参照）

また、IIIではじめて会員の「憲法の保障する民主的権利、正当な経済権益、人身の自由、文学活動の自由」の保障が9条で規定されたが、IVではここから「人身の自由」が省かれ、逆に任務15条で「社会各界との連携」はともかく「政府関係部門との密接な合作」が要求される。

以上、時代の変遷（例えば「人民」から「国民・市民」へ、階級観点から国益優先へ等の変化）、中国と世界の接近（世界化、全球化）、経済「改革」の進展（それに伴う社会の通俗化）等への対応が見られる。そして何よりも天安門事件を経過したIVの時点で、IIIで獲得した自由で民主的な環境が再び党の指導強化、多様化・自由競争を標榜しながらもそれに「時代意識」を強要する傾向へと戻っていくことが確認できよう。しかも「指導する」「党」が民衆の信望を得るにはほど遠い腐敗にまみれているという現実を背景にしてである^(注1)。

規約IIIからIVの経緯には、党14回大会以来の鄧小平理論の学習運動、引き続く江澤民ら指導部の文芸繁栄に対する系統的指導（干渉）、その結果としての党14期6中全会での「中共中央关于加强社会主义精神文明建设若干重要问题的决议」がある。規約改「正」には、中共中央の精神の具現が前面に押しされ、总工会、共青団、婦聯、科協、文聯、記者協会等の規約が参考にされたという。1996年7月の「工作会议」で意見を聴取し、8月に印刷配布、10月に主席団の意見も聞き、書記處で討議して再修正、11月～12月の主席団第11回会議、第4回理事会で審議した最終修正案は第十稿であったという。それほど修正に慎重だったとも見ることができるし、あるいは意外にも異なった意見、反対意見も多かつたのかもしれない。

7 会員に関する規定を見てみよう。まずは入会資格。Iは、極めて具体的で「詩人、小説家、散文家、劇作家、映画シナリオライター、批評家、文学史家、翻訳家」にして「規約に賛成し、独自の芸術価値をもつ文学作品、独自の科学的価値をもつ批評・研究を発表した者」が加入できた。IIでは「一定水準の文学作品、理論批評、研究著作を発表・刊行した者、翻訳・編集・教育・組織工作で顕著な功績のある者」とした。IIIもIIを踏襲した。IVになって、「一定水準の文学創作・理論研究・翻訳作品を持つ者」あるいは「文学の編集・教育・組織工作中に従事し顕著な成績のある者」と整理した。文聯傘下の各種団体が増え、劇作家、映画人、ジャーナリストたちが別組織に参加するケースも増えた。

加入の批准・認可の手続きも変わった。

- I 主席団に資料を添えて申請→主席団が許可。
- II 会員二人の紹介または地方分会の推薦→主席団の許可。
- III IIに同じ→書記處で審査、許可。

- IV ① 個人会員：各省・自治区・直轄市等の作協の推薦または会員二人の紹介を受け、所属作協（地方）の意見を求める→書記処で審査、許可。
② 団体会員：省・自治区・直轄市作協と全国的産業の作協で本会規約に賛成しきつ相当数の本会会員・健全な事務機構を有するものは申請できる→主席団の審議、許可。

III以降、許可の権限が主席団から書記処に移行し、IVではあらたに団体会員を設け、この許可権限のみは主席団に戻している。主席団とは、I、IIでは全国大会－理事会－主席団という組織で常任理事会的役割の機関である。Iでは主席団會議開催の規定はなく、IIでも「主席が必要に応じて招集する」としているが、IIIでは同じく必要に応じての招集規定だが「少なくとも半年に一回開く」と厳しく定めているもの。IVからは全国代表大会－全国委員会（毎年一回）－主席団（全国委員会で選出、主席または常任副主席が招集して毎年一～二回開く）と組織・機構が変わっている。主席団は形の上ではII、IIIと変わっていない常任理事機関のように読めるが、団体会員の新設、全国委員会の権限の拡大等で全体的には変わったと思える。団体会員の新設は「健全な事務機構」の健全性の判定、規約の解釈権等の問題があり、党・政府の方針に近い団体会員を増やして民主派、自由派への対抗力を増強する意図が明らかに読みとれる。

8 組織・機構を見てみる。全国大会は「全国作家代表大会」（I）「会員代表大会」（II、III）、「中国作家協会全国代表大会」（IV）と名称が変わる。Iでは「最高指導機関」II以降は「最高権力機構」とする。

- 代表の選出：I 定員数、選出方法は理事会で決定。
II 各地作協から選出。
III IIと同じ。
IV 個人代表は各地作協で民主的協議を経て選挙で選出、団体会員代表は所属単位作協で民主的協議を経て推薦で選出。

- 招集：I 5年に一回、理事会の招集、理事会の決定で繰あげ、延期が可。
II 3年に一回、他はIIと同じ。
III IIと同じ。ただし延期は1年を超えてはならない、とする。
IV 5年に一回、全国委員会の決定で繰あげ、延期可。延期期間の制限は撤廃。

IVでは大会の「職責」を五項目に明文化。①方針と任務の決定、②全国委員会の工作報告の審議と批准、③規約の制定・改正、④全国委員会委員の選出、⑤その他重要事項の決定、の五つである。それまではこうした規定はない。

I～IIIまでの理事会はIVで「全国委員会」に変わる。理事会は、Iでは大会閉会中の最

高指導機関、Ⅱ、Ⅲでは大会の職権代行を行うとする。理事はいずれも大会選出。全国委員会委員は大会で選ばれるが、団体会員の委員は母体の各作協（含産業作協）の主要な責任者が推薦（選挙ではなく）で選ばれ、転勤等で欠員が生じた時は補欠を推薦し、主席団で審査・決定する。Ⅰ～Ⅲでは主席団が理事会を招集、年一回。ただしⅢでは延期は半年を超えてはならないとしたが、これは大会開催規定同様IVで削られた。

主席団は、Ⅰでは「理事会閉会中、全国大会・理事会の決議の執行、日常活動の処理を行う」を、Ⅱでは「常設指導機関」とするが、基本はⅢ、Ⅳまで同じ。構成は「理事会主席1名、副主席若干名、人数は理事会で決定」（Ⅰ）、「理事会で選ばれた主席1名、副主席若干名。主席が必要に応じて開く」（Ⅱ）、「理事会で選ばれた主席1名、副主席・委員各若干名。主席が必要に応じて開くが、少なくとも半年に一回」（Ⅲ）、「全国委員会は主席1名、副主席・主席団委員各若干名を選び、主席団を設ける。会議は主席あるいは常務副主席が招集、毎年一～二回開く」（Ⅳ）と変わる。

書記処は、Ⅱで設置された。本来は団体としての機能を円滑に行うためのふさわしい措置であった。当初（Ⅱ）は「理事の中から書記若干名を選抜し」たがⅢでは「主席団は書記若干名を推薦し」（承認はどこか、には触れていない）となる。

Ⅲで新設された顧問制度、「大会の推薦あるいは主席団の要請により若干名。理事会、主席団会議に列席し、相談役的役割を担う」（Ⅲ）であったが、Ⅳでは、「全国委員会の推薦、主席団の要請で」名誉主席、名誉副主席、顧問、名誉委員とポスト枠を広げたが会議への列席は削っている。「年轻化」と隠居所の設営であろう。

なお、これらを巡る具体人物の出入りについては次回に扱う。

9 その他の項目については、とりたてて言うべきこともない。「経費」について言えば、Ⅰで「国家の補助、会員の寄付、社会の寄付」を挙げ、会費について触れていないのもおもしろい。その後、Ⅱでは「福利」の第19条の末尾に「経費は、国家給付、補助を申請する」とあるが、これは会の経費全般について規定しているのか、その条項前半で挙げている作家の福利事業（創作場所の設置、必要な作家への創作旅行費補助、年老いて病気がちな作家や特殊な困難を抱えた作家への生活補助）の経費のことなのかわかりにくい。Ⅲで定めた「国家助成金、本会が行う各種文化企業、社会賛助、会員会費」がⅣに引き継がれるが、会費の占める比重は小さいのであろう。作家協会とは別に設立された中華文学基金会は、カラオケ、酒場等多角的な企業経営で高収益をあげながら企業拡張や投資に資金をつぎ込み、作家の福利を軽視していること、文壇雀たちから何度も聞いた話である。

10 本章と 11 で規約IIIからIVへの変化の背景について少しく触れておく。江澤民体制に入つてから大きな整風運動としては「三講」がある「讲学习」「讲政治」「讲正气」（學習、政治、正しい氣風を重んじる）の運動で、1995 年以来個々に提起されていたものを 99 年後半期に三つまとめて本格的に提起された。作家協会も 99 年 7 月から、思想发动，学习提高」「自我剖析，听取意见」「交流思想，开展批评」「认真整改，巩固成果」の四段階に分けて三講教育活動を展開した。幹部クラスを中心に行われたこの運動は、學習に大きな時間を割いたため、経済・実業に携わる部門から業務が停滞するという不満が噴出し、民衆からは、重視するのは金錢や愛人等だという嘲弄も出て、実際的な効果は今ひとつだったと言われた。

その後、2000 年 2 月、江澤民は「三个代表」を提起する。①「代表先进社会生产力的发展要求」②「代表中国先进文化的前进方向」③「代表广大人民的根本利益」である。文化界は 6 月になって「三个代表重要思想座谈会」等を開催し、この「重要思想」に対する學習は今も継続されている。なお、③については、代表すべきは「広範な人民の根柢利益」なのか「労働者階級の利益」なのかという議論もあると伝えられる。

11 こうした運動のさらなる背景として、規約IVで強力に押し出された「主旋律の高揚」「精品意識・精品戦略」といった問題がある。

我们所说的主旋律，应当是那些着力体现时代精神，内容健康向上，鼓舞人们积极献身于建设有中国特色社会主义的伟大实践的真有艺术魅力的文艺作品所形成的创作主潮。

（劉忠德 ^{注2)}

それは六・四天安門事件の「教訓」を踏まえたものである。

经过今年五、六月间动乱的反思，上海的文艺艺术家们在政治上更成熟了，应该能够创造出更优秀的文艺作品流传后世。（陳至立 ^{注3)}

陳は「真正优秀的、能够流传后世的、无愧于这个时代的艺术珍品」とも言っており、偉大な実践」を鼓舞する、「この時代に恥じない」優秀な作品が主旋律にふさわしいのである。それに「内容健康向上」も条件となる。2001 年になって、新任の作家協会党組書記金炳華は「主旋律内涵丰富，范围广泛，代表着先进文化的前进方向」と「三个代表」とを絡めて強調している（^{注4)}。

こうした発言の中で言われる「优秀作品」「艺术珍品」がとりもなおさず「精品」なのである。そして「精品」は「意識」だけでは済まされず、「戦略」として具現に努力すべく要請されているのである。その基調は、例えば第六次全国文代会（文聯）・第五次作家協会全国代表大会における江澤民の講話に典型的に表れている。それを解説した文芸報評論員の文章にも「精品」という表現が使われる。「精品」とは一般的には「精良的物品，上乘的作品」

品：艺术的～」とされるが、作協規定等で用いられる意味は、もっときびしい条件をつけられたものである。江澤民が、文芸が政治に従属するというスローガンはとらない、と言っても、それは文芸が政治を離脱してよいということではない、文芸工作が政治を重んじるとは、と評論員は次のように言う。

坚持党的基本理论、基本路线，坚持正确的创作思想，多出精品，把美好的精神食粮献给人民。(1996年^{注5)}

これは規約IVとほとんど同じである。こうした意識で戦略を立て実践せよ、というのが規約IVである。党11期3中全会以来、文化部十条意見、党14回大会に学ぶ学習運動など、すべてこうした路線で進んできた。規約IVに見られる変化は、その文学界における一つの集約点であった。

なお、北京大学全文科系教師は、2001年4月末、「树立北大文科精品意识」大会を開いて学術領域への腐敗浸透を許さない「清除赝品，拒绝平庸」の決意を表明したという^(注6)。

12 2001年4月23日から26日、北京で第五次（新世紀第一次）全国青年創作会議が開催された。作家協会と共産主義青年団中央の共催で、全国から233人の青年作家が集った。作家たちは、文聯六次大会・作協五次大会における江澤民講話を学習し、同両大会第二次全国委員会における丁闊根（中央宣伝部長）講話の録音テープを聞き、「三个代表」「依法治国」「以德治国」の江澤民重要思想、社会主義精神文明建設についても学習・討論を行なったという。現代文学館新館見学のサービスがついていた。4月25日にはあらためて丁闊根の「講話」があり、閉幕は前述新任党組書記金炳華が「让新世纪的文学星空更加灿烂」と題する講話で締めくくった。何人かの中老年作家・評論家も特別招聘され、経験等を語っている。「青年作家」の基準はわからないが、相当な中年を含む各省、中央直属、軍、石油、電力や新疆生産建設兵团等の重要産業界の代表がそれぞれ一、二名の「带队」（リーダー）に率いられている。曾慶紅、趙本夫、陳忠実、ザジダワらは「带队」。代表には遲子建、（王）述平、閔仁山、張宏森、呂新、彭見明、洪治綱、王干、東西、紅柯、周梅森、邱華棟、陳染、徐坤らがいる（全代表の名簿は文芸報2001年4月24日にあり）。

青年創作会議は、老舎が準備委員会主任を務めた1956年3月のが歴史的な第一次（400人）、その後も1964年、1986年12月から翌年1月、1991年5月と開かれて、今回が第五次で、作協主席団、全国委員会が一年前から準備してきたものである。今年末に予定される全国代表大会前の大イベントである。それと対応するかのように、5月下旬瀋陽で、作協系文学院（魯迅文学院等全国約20校）の院長を集めた聯席会議が開かれ、青年作家育成問題を検討している。

主席団、全国委員会は、この間規約どおり開催されているようである。

主席団5期（今期）第七次会議は、昨年（2000年）3月14日北京で開催された。「毎年一、二回」という規約IV規定を守っている。書記処が提案し、主席（巴金）、各副主席の同意を経て開催された。書記処が提案しても、主席の招集であれば規約違反ではないであろう。ここで「中国作家協会1999年工作総括」（報告は張鍥）「同2000年工作要点」（報告は王巨才）が審議・採択されている。そして前述の青年創作会議に関する「中国作家协会关于培养青年作家的若干意見」を採択、第五次全国委員会の開催を決めている。

第八次主席団会議は今年（2001年）1月13日に開催された。招集の手続きは第七次と同じである。王蒙が「全国作家学习“三個代表”重要思想的交流会」を提案、鄧友梅が「徳治」の体験と「以徳治国」での作家の役割を述べ、マラチンフは「作協要多一点年轻化」を、山西の焦祖堯が文学刊行物の役割について発言している^(注7)。さらに人事の異動が承認されているが、金炳華を作協第5期書記処書記に推薦、同氏を第5期全国委員・副主席候補者として全国委員会に提案することも決定した。規定の年齢を超えた書記処書記、翟泰豊、陳昌本、張鍥、施勇祥の四人の辞任を承認した。金炳華は党上海市委委員・常務委員・市委宣伝部長であったが、上記四人の引退に伴って、作協書記処書記就任に先立って党中央から作協党组書記に任命されている（2000年10月下旬／文芸報、文学報10月19日）。第六次全国委員会（翌1月14から16日まで）招集もここで決定。

上記主席団会議で招集された全国委員会は、5期第五次が2000年3月15～17日、第六次が上記のとおり2001年3月14～16日開催された（いずれも北京^(注8)）。主席団に報告された二つの「総括」と「要点」が承認された。書記処書記陳建功が「中国作家协会关于加强青年作家队伍建设的若干意見」を読みあげ採択された。引退する翟泰豊が「総括講話」を行った。

第六次では、予定どおり、金炳華の全国委員・同委員会副主席就任の提案が承認され、もう一人羅中福も全国委員会委員となった。王巨才が「中国作家協会2000年工作報告」「同2001年工作要点」を報告した。「要点」の第三点で「营造民主、团结、鼓勁、繁荣的气氛，开好作协六次全国代表大会」が入っている。新聞は「认真做好召开中国作协六次代表大会的筹备工作」「按照〈中国作协章程〉规定，今年将召开作协第六次全国代表大会，中央对这次会议十分重视」と今年の大会開催の重要性を報道した^(注9)。

目下のところ、主席団も全国委員会も、形式上は規約どおりの運営が行われていると見ることができよう。

13 おわりに 作家協会規約の変遷の後を辿って来た。冒頭に、規約は守られるべきものとも書いた。しかし、守られるべき規約の精神が、守られないことによって、運動や創作活動が逆に活発になる現象もまた世の常識でもある。官製規約の傾向が強い中国ではな

おさらのことである。連載（1）で作家身分が「駐会」から「自由撰写(稿)人」（フリーライター）へと変わる傾向についても述べた。こうした傾向は強まっており、王朔に続いて、若い世代に多くの「个体作家」が輩出している。1992年に人民大学会計系を辞めた王小波（1997年4月没）、文芸雑誌『漓江』の編集に失敗して97年から独立した廣西の鬼子、南京でお互いに影響しあった李馮、朱文、魯羊、韓東らのうち、郷里廣西の大学の教鞭を捨てて北京で個体作家となった李馮、93年南京審計学院を辞めて創作に専念している韓東、94年から公職を辞めた朱文等はみなフリーライターである。余華は「以写作为生，在维持生活上我感觉还可以。主要看作家如何面对这一现实。有些作家只想写小说，其实，也可以触触影视，或是只局限于内地，其实，也可以在台港出繁体字本，可以翻译成多种文字。这样，一本15万字左右的作品，养活一个作家四、五年的时间应该没有什么问题。」と言っている^(注10)。余華や韓東は売れっ子作家だから問題はないようである。しかし、北京の丁天などは、一ヶ月の基本消費はたばこ、本代等で150元、きりつめた生活をしているが、創作だけでは食べていけず、こまごまとしたアルバイトをする。団地のエレベーター備え付け工事もやったという。それでも個体作家の数は増えて来ている。

その上、インターネット文学の問題が生じている。多くの既成作家の作品がインターネットで読めるようになり、読者はネットで作品をただ読みし、本を買わなくなりつつある。無断でネットに作品を載せられた作家たちの版権はどうなるのか。法規が未整理で対応の仕方がわからないという作家も多い。時代は「读图时代」から「读网时代」へと変わって来ている。中国社会科学出版社は「网络文丛」を出版し、在米青年作家らの、「网上恋人」「网络之恋」等をテーマにした青春文学で新しい読者層を掴んでいる。これらの作家たちの中には、出版社からの出版ができず、自分のホームページ等に作品を発表して「走红」を狙っている人も多いという^(注11)。こうした人たちは、いかなる団体とも無縁で、当然作家協会などには加盟していないであろうと思われる。「精品」意識などとも関係がない「文学空間」である。

フリークリエイターの増加、インターネット作家の出現といった文芸界の基本を揺るがしかねない構造的変化が起きつつある。

こうした中で、作家協会はどうなっていくのか、今しばらくは推移を見守っていくしかない。全国宣伝部長座談会（5月10～12日）を終え、党創立80周年（7月1日）を迎える12月には開催が予定される作家協会第六次全国代表大会はどのような顔を見てくれるのだろうか。

- 注 1 各種新聞等の報道によれば、腐敗は呆れるほど後を絶たない。撲滅のスローガンが消えないことに党・政府の無力、自浄能力の無さを見せつけている。1993年に党中央規律検査委員会と監察省が告発を呼びかけたところ、汚職・横領・密輸・海外公費旅行等の告発が二ヶ月で35,000件に上った。95年4月には首都經濟不正事件で王宝森北京副市长が自殺、陳希同北京市党書記が解任された。98年には汚職は五年間で15万8806人と発表された。99年には、腐敗関係だけではないが、各級における統計数値の不正が問題になり、この年を「統計数字真実年」とする指示が出された。世紀が変わった2001年2月、社会科学院「社会情勢分析と予測」グループは「腐敗現象・農民の過剰負担・就業問題・貧困人口・貧富の格差拡大・社会の治安」の六項目のきびしいレポートを発表した。農民は国税以外に町村レベルのあれこれの「費用」に悲鳴をあげ各地で暴動めいた動きが起きた。都市では、収入の多い上位20%の人が総収入の48.5%を占有、貧富の差が拡大した。廈門での、元公安次官が絡んだ巨大密輸もあった。同年3月の第9期全人代では、立件した汚職が前年比17.5%増加、五万元以上の賄賂は前年比2.3倍という報告がなされた。それでも政府が「最高人民検察院（最高檢）の活動は一年間努力して経済発展に貢献した」と評価したのに対し、反対584人、棄権332人、計32.8%(三人に一人)という異例の批判票が出た。江澤民が「依法治国」「以德治国」を叫ぶ背景である。
- 注 2 劉忠徳〈高揚主旋律，繁榮社会主义文艺—学习《邓小平文选》对文艺创作问题的思考〉／人民日報 1993年12月30日
- 注 3 上海市宣伝部長陳至立、上海市文聯建国40周年祝賀上海文艺界人士聯歡会における発言。／文学報 1989年9月28日
- 注 4 金炳華、作家協会「以德治国与文学发展」座談会における発言／文学報 2000年4月19日、文芸報 4月21日
- 注 5 本報評論員〈亲切的关怀 光辉的指南〉／文芸報 1996年12月17日
- 注 6 光明日報 2001年4月28日
- 注 7 文芸報 2001年1月16日、文学報 1月18日
- 注 8 文学報 2000年3月16日、光明日報 3月19日、文芸報 3月21日／文芸報 2001年1月18日、23日等。
- 注 9 文芸報 2001年1月18日、1月23日
- 注 10 〈个体作家 文坛的漂泊者〉作家文摘 2000年2月4日(摘自《新一代》1999年第12期)。個体作家の状況もこの文による。
- 注 11 〈网络文学风云再起〉文芸報 2000年3月14日

(2001年7月1日記)